

指定管理者候補者の決定について (若洲海浜公園・ヨット訓練所)

港湾局及びスポーツ振興局が所管する東京都立若洲海浜公園及び若洲海浜公園ヨット訓練所の指定管理者候補者を、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。
今後、平成24年第4回東京都議会定例会に指定の議案を提出し、議決が得られた後、指定管理者の指定を行います。

記

1 対象施設

東京都若洲海浜公園（江東区若洲三丁目）
若洲海浜公園ヨット訓練所（江東区若洲三丁目1番1号）

2 指定期間

平成25年4月1日から平成32年3月31日まで（7年間）

3 指定管理者候補者の名称

若洲シーサイドパークグループ
代表団体 東京港埠頭株式会社
構成団体 株式会社ティアンドケイ
特定非営利活動法人マリンプレイス東京

4 選定の経緯及び選定理由

(1) 選定方法

平成24年5月17日から平成24年8月21日まで公募を実施したところ、2社より応募がありました。その後、選定委員会による書類審査及び事業者ヒアリング等の審査を経て、指定管理者の候補者を選定しました。

(2) 選定の経緯

事 項	日 程
募集要項の公表、配布	平成24年5月17日（木）
提出書類の受付	平成24年8月21日（火）
選定委員会	平成24年9月11日（火）

(3) 評価項目、配点及び各応募事業者の得点状況

	評価項目	配点	各応募事業者の得点状況	
			A	若洲シーサイド パークグループ
共通	安定的な経営基盤	30	18	24
若洲海浜公園	管理運営水準の確保	70	28	57
	経営の効率化	30	23	30
ヨット訓練所	管理運営水準の確保	80	45	66
	収支計画	20	15	20
合計		230	129	197

(4) 選定理由

- ・事業計画書において、事業費等の積算内訳等が適切かつ具体的に記入されており、当該事業を遂行していく上で十分な能力を有している。
- ・若洲ゴルフリンクスにおいては、サービス向上及び職員の能力向上のために多様な研修を実施するなど、キャディをはじめ人材育成に力を入れていく姿勢が評価できる。
- ・海釣り施設においては、環境保全に十分配慮した安全管理や維持管理を実施していく姿勢が強く見られた。
- ・ヨット訓練所においては、施設の設置目的や特性に応じた多彩な事業を提案するなど、実績に基づいた確実な運営が期待できることに加え、利用者のニーズを踏まえたサービス事業の提案がなされていた。

5 候補者の事業計画（概要）

候補者から提案された事業計画の概要については、以下のURLを御覧下さい。

(若洲海浜公園)

http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/shiteikanrisya/jigyokeikaku_wakasu.pdf

(ヨット訓練所)

http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/shiteikanrisya/jigyokeikaku_yotto.pdf

6 選定委員会名及び委員氏名

若洲海浜公園及び若洲海浜公園ヨット訓練所指定管理者選定委員会

委員長	石原 清志	東京都港湾局臨海開発部長
委員	輿水 肇	明治大学農学部教授
	木村 和彦	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
	金子 邦博	公認会計士
	佐野 克彦 (平成24年7月15日まで)	東京都スポーツ振興局スポーツ施設 担当部長
	三浦 隆 (平成24年7月16日から)	

【問い合わせ先】

《若洲海浜公園》

港湾局臨海開発部海上公園課 電話03-5320-5582

《ヨット訓練所》

スポーツ振興局スポーツ事業部調整課 電話03-5320-7713